

国民年金保険料(以下「保険料」)を納めていない状態で、死亡や障がいなどの不慮の事態が発生すると、遺族基礎年金や障害基礎年金を受給できない場合があります。

経済的な理由などで保険料を納付することが困難な場合は、申請により保険料が免除・納付猶予となる制度があります。令和7年度分(令和7年7月分から令和8年6月分まで)の保険料の免除・納付猶予の申請は7月1日から受付します。

また、申請は申請時点の2年1ヵ月前の月分までさかのぼって申請することができます。受付は岐阜南年金事務所または役場住民課です。

申請に必要なもの

- ・国民年金保険料免除・納付猶予申請書(住民課窓口にあります)
- ・マイナンバーまたは基礎年金番号がわかるもの
- ・雇用保険被保険者離職票(離職した方)

マイナポータルからスマートフォンで電子申請ができます。対象となる手続きは、国民年金保険料の免除・納付猶予申請のほか、国民年金保険料学生納付特例申請、国民年金保険料の産前産後免除該当の届出、国民年金被保険者の資格取得(種別変更)の届出、国民年金付加保険料の申出(辞退)などです。

事前にマイナポータルの利用者登録が必要です。詳しくは日本年金機構のホームページをご確認ください。

☎岐阜南年金事務所 ☎273-6161 〒500-8381 岐阜市市橋2-1-15 / 住民課 ☎388-1115



消防署

花火の取り扱いについて

羽島郡広域連合消防本部 ☎388-1195



夏になると、花火を見たり実際に遊んだりする機会があります。花火は、子どもから大人まで幅広く親しまれている、夏の風物詩の一つです。しかし、間違った取り扱いをすると、大きな事故に繋がります。そこで、次の4つのことを守り、正しく安全に使用しましょう。

1. 広くて安全な場所で使用する

枯れ草や落ち葉などは燃えやすく、火災の原因になります。花火を使用するときは、周りに燃えやすいものがないか確認をしてからにしましょう。また、花火の種類によっては、空に打ち上げるものもあるので、電線や電柱なども確認をしてから使用しましょう。

2. 取扱説明書を確認する

花火には手持ち花火や打ち上げ花火など多くの種類が存在します。それぞれの花火によって使い方は異なるので、取扱説明書をよく読んで正しく使用しましょう。

3. 水バケツを準備する

使い終わった花火を水バケツの中に入れ、

確実に消火しましょう。また、万が一燃え広がってしまった際に、水バケツは有効な初期消火の道具になります。必ず準備をしましょう。水バケツを準備するタイミングは、花火を使用し終わった後ではなく、使用する前に準備しましょう。

4. 天候に注意して使用する

風の強い日は飛び火の可能性が高く、大変危険です。火はすぐに燃え広がっていくので、風が強い日の花火の使用は控えましょう。

以上の4つのことを守り、楽しく安全に使用しましょう。

